

新型コロナウイルス感染症予防接種説明書

坂戸市では、高齢者の発病予防や重症化予防のため、希望する方に新型コロナウイルス感染症予防接種を行います。

■対象者

- ①坂戸市に住民登録があり、接種当日65歳以上の方
※65歳以上とは、65歳の誕生日の前日から
- ②坂戸市に住民登録があり、接種当日60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある方で、おおむね身体障害者手帳1級程度の方（事前に医療機関へご相談ください）
※60歳以上65歳未満とは、60歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前日まで

■実施期間

令和7年10月1日（水）から

令和8年3月31日（火）まで（休診日を除く）

※坂戸・鶴ヶ島市以外の医療機関は令和8年1月31日（土）まで

■接種場所

坂戸市が指定する医療機関※予約の必要な医療機関があります。

坂戸市・鶴ヶ島市以外の医療機関で接種を希望する方は、事前に裏面問合先にご連絡ください。

■接種料金（個人負担金）

11,500円※一部公費負担後の医療機関にお支払いいただく金額です。

次のいずれかに該当する方は、医療機関に次のものを提出すると個人負担金が免除となります。

- （1）生活保護受給者：生活保護受給証の写し
- （2）中国残留邦人等支援受給者：本人確認証の写し

■医療機関に持参するもの

- ①マイナ保険証又は資格確認書
- ②新型コロナウイルス感染症予防接種記録
（お持ちでない方は、接種医療機関で受け取り、保管してください）
※60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害の有する方は、医師の診断書又は身体障害者手帳の写し

■予防接種を受ける際に記入していただくもの

新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を記入して医療機関の窓口提出してください。

■医療機関から受け取るもの

新型コロナウイルス感染症予防接種記録

※接種を証明するものですので、大事に保管してください。

■他のワクチンとの接種間隔について

他のワクチンとの接種間隔を空ける必要はなく、医師の判断により、同時接種を行うことも可能です。

新型コロナウイルス感染症予防接種の注意事項！

必ずお読みください

予防接種の効果

新型コロナウイルス感染症予防接種には感染を完全に阻止する効果はありませんが、新型コロナウイルス感染症の発病を一定程度予防することや、発病後の重症化等に一定の効果があるとされています。

予防接種を受ける前の注意

予防接種を受ける方又は家族の方は、新型コロナウイルス感染症の予防接種の効果や副反応などについて十分理解しましょう。気にかかることがあれば予防接種前に質問し、内容を理解できない場合は、接種を受けないでください。また、予診票はもれなく記入し、正しい情報を接種する医師に伝えましょう。

予防接種を受けることができない方

- ①発熱（通常37.5℃以上）している方
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③過去に新型コロナウイルス感染症の予防接種に含まれる成分で、過敏な反応を経験したことがある方
※全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状
- ④上記以外に医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した方

かかりつけ医師と相談が必要な方

- ①心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある方
- ②過去にけいれんを起こしたことがある方
- ③過去に免疫に異常があると診断されたことがある方や両親や兄弟等に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

予防接種後の注意事項

- ①急な副反応※（アナフィラキシー症状）が起こることがありますので、予防接種後30分間は、注意しましょう。
- ②副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特に、この間は体調に注意しましょう。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種後1時間を経過してから入浴してください。また、注射部位を強くこすることはやめましょう。
接種後24時間は、大量の飲酒と激しい運動を避けましょう。
- ④他の医師を受診したり、他の予防接種を受ける場合は、必ず新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けたことを医師、薬剤師又は看護師に伝えてください。

【副反応とは】

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。副反応の症状が現れたら、医療機関で受診（保険診療になります）してください。『アナフィラキシー症状』とは通常接種後30分以内に起こる急性の全身アレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状のことです。

予防接種健康被害救済制度

新型コロナウイルス感染症の予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する医療費、医療手当などの給付を行います。